

## 相続手続きに際してご用意いただく各書類の説明はこちら

No.	ご用意いただく書類	ご説明	ご請求先
1	相続関係手続依頼書	・相続人様全員の自署、実印でのご捺印をお願いします。場合により一部の相続人の方のみの自署・実印押捺で手続できることがあります。詳しくは担当者にお問い合わせください。	銀行窓口
2	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本 <small>※法務局が交付した「法定相続情報一覧図」をご提出いただける場合は不要です。</small>	・出生からお亡くなりになられるまで続いている戸籍謄本をご用意ください。 ・相続人が兄弟姉妹の場合は、被相続人のご両親の出生からお亡くなりになられるまで続いている戸籍謄本もご用意ください。詳しくは担当者にお問い合わせください。	本籍所在の 市区町村役所
3	相続人様の戸籍謄本 <small>※法務局が交付した「法定相続情報一覧図」をご提出いただける場合は不要です。</small>	・相続人様の確認のため、全ての相続人様の戸籍謄本をご用意ください。詳しくは担当者にお問い合わせください。 ・相続人がお亡くなり代襲相続が発生している場合は、相続人がご両親の戸籍謄本から除籍になった以降お亡くなり時まで続いている戸籍謄本をご準備ください。詳しくは担当者にお問い合わせください。	本籍所在の 市区町村役所
4	相続人様の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)	・1の書類に署名した相続人様全員について1通ずつご用意ください。 ・住居が海外にある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役所 居住国の大使館領事館
5	預金通帳・証書・カード・貸金庫鍵等	・お取引いただいているすべての通帳・証書・キャッシュカード、その他、貸金庫の鍵・カード等が必要です。	お客様
6	相続人様の実印・取引印	・預金等の払戻しには実印が必要です。 ・預金等の名義を変更する場合は、引き継がれる方の銀行取引印が必要です。	お客様
7	遺産分割協議書 (遺産分割協議が済んでいる場合)	・相続人様全員の印鑑証明書の添付が必要です。 ・相続人様に未成年者がいて遺産分割協議をする場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。	お客様
8	遺言書又は法務局が交付した遺言書情報証明書 (遺言がある場合)	・遺言書と遺言検認書(遺言書情報証明書や公正証書遺言の場合は不要です) ・遺言執行者選任審判書(遺言執行者が選任されない場合や遺言書で遺言執行者が指定されている場合は不要です)	検認調書・遺言執行者 選任審判書は 家庭裁判所
9	調停調書・審判書 (遺産分割調停又は審判があった場合)	・遺産分割にかかる家庭裁判所の調停調書正本又は謄本、審判書謄本および審判確定証明書	家庭裁判所
10	投資信託・債券等の 預り資産取引がある場合	・投資信託・債券等の相続手続に必要な書類を当行担当者が別途ご説明いたします。	
11	その他のお申し出	・相続放棄や相続欠格あるいは排除等がある場合は、お申し出ください。	